

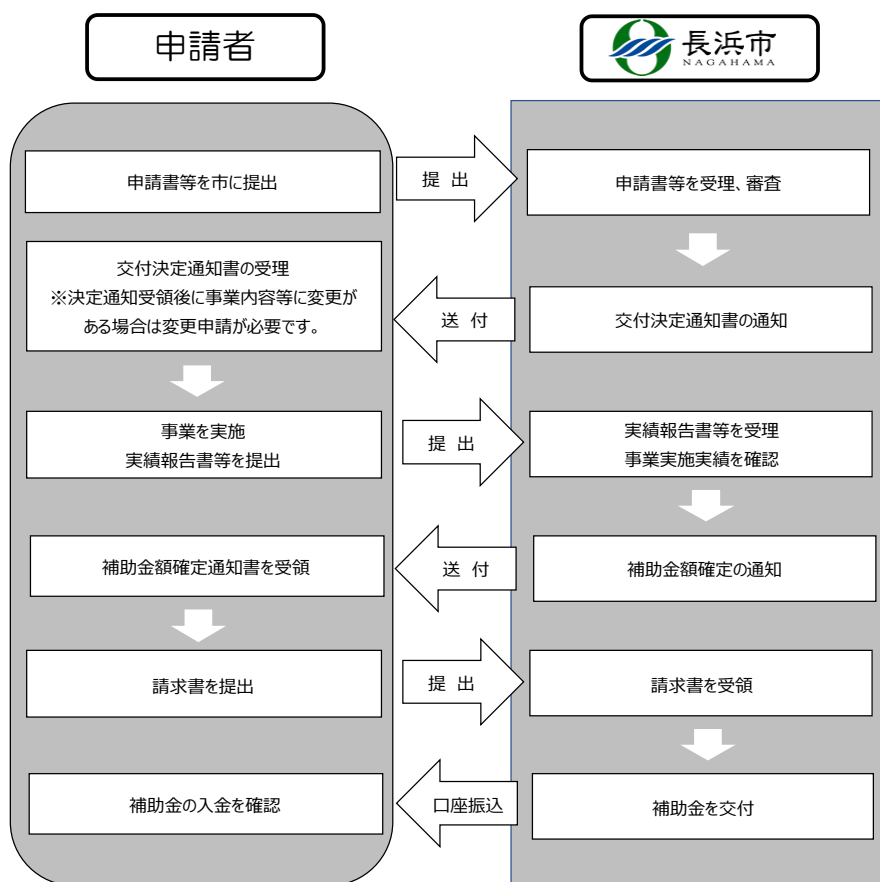
長浜市介護人材確保に係る補助金交付に関する手引き (事業所向け)

【補助金による支援制度】

介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業補助金

⇒魅力発信および人材確保の広報に係る動画作成を支援します。

【申請～交付までの流れ】



※補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに実績報告をお願いします。

【提出先・お問い合わせ】

長浜市役所 介護保険課 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

電話: 0749-65-8252 e-mail: kaigohoken@city.nagahama.lg.jp

長浜市ホームページ

トップ



福祉・健康



介護保険



介護人材の確保・
定着・育成支援



介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業補助金

●補助対象要件

市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がなく、長浜市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいる事業者が作成した次に掲げる条件を全て満たす動画が補助対象です。

- (1) 人材採用を目的とするものであること。
- (2) 短時間で視聴できるような構成となるもの。
- (3) 自社ホームページや動画サイト等、インターネット上に掲載するものであること。
- (4) 公序良俗に反するもの又は営業、政治若しくは宗教を目的としたものでないこと。

●補助対象経費

・動画の作成を外部委託する場合

委託料	シナリオライター費、取材・撮影費 等
-----	--------------------

・動画の作成を自社で行う場合

レンタル料	撮影機材等
ソフトウェア購入費用	動画編集等に係るソフトウェア
消耗品及び資材の購入費用	撮影や動画データの保存に使用するもの
著作権料	動画に効果音又はBGMを加える場合など 補助事業終了後も利用できるものに限る
謝金又は委託料	動画にナレーションや字幕を加える場合やナレーター等を外部に依頼する場合

※カメラ・パソコン類など、動画作成終了後残存価値が残るものの購入費用は、対象外です。

●補助率

補助対象経費の合計額の1/2（上限額15万円）

※交付は事業者につき1回、予算の範囲内での支援となります。

●提出書類（電子申請または下記の書類を介護保険課へ提出してください）

【申請】

- (1) 長浜市介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 長浜市介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 経費の金額を明らかにする書類（業者見積書等）

【実績報告】

- (1) 介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 委託業者の請求書（内訳がわかるもの）及び領収書の写し

※動画の作成を自社で行う場合は、補助対象経費の支払を確認できる書類の写し